

疎開建物のみこれによつて救済せられるのであります。本案の一處重要な点は、この十二条が修正いただけなればわれわれ借地権者は救われないと

いうことを私の縦括的な意見として申し上げます。以上。

○委員長(高田なほ子君) ありがとうございました。

○委員長(高田なほ子君) 続いて横浜土地協会理事武山喜久郎さんお願ひします。

○公聴人(武山喜久郎君) 私武山でございます。本日の公聴会にお招きいただきましたことを心から感謝するものでございます。社団法人横浜土地協会を代表いたしまして協会の意見を申し上げたいと思います。本日は会長出席の上申し上げる予定でございましたが万やむを得ざる事故のために出席いたしませんので、私かわりに出席させていただく次第であります。

その前に、横浜土地協のことについて一言申させていただきたいと思ひます。横浜土地協会は明治の末期に設立されまして、土地所有者だけで組織されておるものであります。現横浜市長平沼亮三氏も長らく当協会の会長として非常に御尽力をいたいたものでございまして、現在の会長は渡辺富三郎氏でございます。会員は正会員約二百名ほどありまして、土地に関する一切の研究、調査、陳情等を仕事にいたしております。

さて本法案につきまして協会の意見を申し上げますが、結論から申し上げますと、終戦後はや十年以上を経過いたしました現在、本法案はその必要がないものと考える次第でございます。

以下六つの理由によりまして反対をするのでございまして、これから述べた点は、この十二条が修正いただけなればわれわれ借地権者は救われないと

いうことを私の縦括的な意見として申し上げます。以上。

○委員長(高田なほ子君) ありがとうございました。

○委員長(高田なほ子君) 続いて横浜市は全国重要都市のうちでもってその接収されます。

○公聴人(武山喜久郎君) 私武山でございます。本日の公聴会にお招きいただきましたことを心から感謝するものでございます。社団法人横浜土地協会を代表いたしまして協会の意見を申し上げたいと思います。本日は会長出席の上申し上げる予定でございましたが万やむを得ざる事故のために出席いたしませんので、私かわりに出席させていただく次第であります。

その前に、横浜土地協のことについて一言申させていただきたいと思ひます。横浜土地協会は明治の末期に設立されまして、土地所有者だけで組織されておるものであります。現横浜市長平沼亮三氏も長らく当協会の会長として非常に御尽力をいたいたものでございまして、現在の会長は渡辺富三郎氏でございます。会員は正会員約二百名ほどありまして、土地に関する一切の研究、調査、陳情等を仕事にいたしております。

さて本法案につきまして協会の意見を申し上げますが、結論から申し上げますと、終戦後はや十年以上を経過いたしました現在、本法案はその必要がないものと考える次第でございます。

以下六つの理由によりまして反対をすのでございまして、これから述べた点は、この十二条が修正いただけなればわれわれ借地権者は救われないと

いうことを私の縦括的な意見として申し上げます。以上。

○委員長(高田なほ子君) ありがとうございました。

○委員長(高田なほ子君) 続いて横浜市は全国重要都市のうちでもってその接収されます。

○公聴人(武山喜久郎君) 私武山でございます。本日の公聴会にお招きいただきましたことを心から感謝するものでございます。社団法人横浜土地協会を代表いたしまして協会の意見を申し上げたいと思います。本日は会長出席の上申し上げる予定でございましたが万やむを得ざる事故のために出席いたしませんので、私かわりに出席させていただく次第であります。

その前に、横浜土地協のことについて一言申させていただきたいと思ひます。横浜土地協会は明治の末期に設立されまして、土地所有者だけで組織されておるものであります。現横浜市長平沼亮三氏も長らく当協会の会長として非常に御尽力をいたいたものでございまして、現在の会長は渡辺富三郎氏でございます。会員は正会員約二百名ほどありまして、土地に関する一切の研究、調査、陳情等を仕事にいたしております。

さて本法案につきまして協会の意見を申し上げますが、結論から申し上げますと、終戦後はや十年以上を経過いたしました現在、本法案はその必要がないものと考える次第でございます。

以下六つの理由によりまして反対をすのでございまして、これから述べた点は、この十二条が修正いただけなればわれわれ借地権者は救われないと

いうことを私の縦括的な意見として申し上げます。以上。

○委員長(高田なほ子君) ありがとうございました。

○委員長(高田なほ子君) 続いて横浜市は全国重要都市のうちでもってその接収されます。

○公聴人(武山喜久郎君) 私武山でございます。本日の公聴会にお招きいただきましたことを心から感謝するものでございます。社団法人横浜土地協会を代表いたしまして協会の意見を申し上げたいと思います。本日は会長出席の上申し上げる予定でございましたが万やむを得ざる事故のために出席いたしませんので、私かわりに出席させていただく次第であります。

その前に、横浜土地協のことについて一言申させていただきたいと思ひます。横浜土地協会は明治の末期に設立されまして、土地所有者だけで組織されておるものであります。現横浜市長平沼亮三氏も長らく当協会の会長として非常に御尽力をいたいたものでございまして、現在の会長は渡辺富三郎氏でございます。会員は正会員約二百名ほどありまして、土地に関する一切の研究、調査、陳情等を仕事にいたしております。

さて本法案につきまして協会の意見を申し上げますが、結論から申し上げますと、終戦後はや十年以上を経過いたしました現在、本法案はその必要がないものと考える次第でございます。

以下六つの理由によりまして反対をすのでございまして、これから述べた点は、この十二条が修正いただけなればわれわれ借地権者は救われないと

いうことを私の縦括的な意見として申し上げます。以上。

○委員長(高田なほ子君) ありがとうございました。

○委員長(高田なほ子君) 続いて横浜市は全国重要都市のうちでもってその接収されます。

○公聴人(武山喜久郎君) 私武山でございます。本日の公聴会にお招きいただきましたことを心から感謝するものでございます。社団法人横浜土地協会を代表いたしまして協会の意見を申し上げたいと思います。本日は会長出席の上申し上げる予定でございましたが万やむを得ざる事故のために出席いたしませんので、私かわりに出席させていただく次第であります。

その前に、横浜土地協のことについて一言申させていただきたいと思ひます。横浜土地協会は明治の末期に設立されまして、土地所有者だけで組織されておるものであります。現横浜市長平沼亮三氏も長らく当協会の会長として非常に御尽力をいたいたものでございまして、現在の会長は渡辺富三郎氏でございます。会員は正会員約二百名ほどありまして、土地に関する一切の研究、調査、陳情等を仕事にいたしております。

さて本法案につきまして協会の意見を申し上げますが、結論から申し上げますと、終戦後はや十年以上を経過いたしました現在、本法案はその必要がないものと考える次第でございます。

以下六つの理由によりまして反対をすのでございまして、これから述べた点は、この十二条が修正いただけなればわれわれ借地権者は救われないと

いうことを私の縦括的な意見として申し上げます。以上。

○委員長(高田なほ子君) ありがとうございました。

○委員長(高田なほ子君) 続いて横浜市は全国重要都市のうちでもってその接収されます。

○公聴人(武山喜久郎君) 私武山でございます。本日の公聴会にお招きいただきましたことを心から感謝するものでございます。社団法人横浜土地協会を代表いたしまして協会の意見を申し上げたいと思います。本日は会長出席の上申し上げる予定でございましたが万やむを得ざる事故のために出席いたしませんので、私かわりに出席させていただく次第であります。

その前に、横浜土地協のことについて一言申させていただきたいと思ひます。横浜土地協会は明治の末期に設立されまして、土地所有者だけで組織されておるものであります。現横浜市長平沼亮三氏も長らく当協会の会長として非常に御尽力をいたいたものでございまして、現在の会長は渡辺富三郎氏でございます。会員は正会員約二百名ほどありまして、土地に関する一切の研究、調査、陳情等を仕事にいたしております。

さて本法案につきまして協会の意見を申し上げますが、結論から申し上げますと、終戦後はや十年以上を経過いたしました現在、本法案はその必要がないものと考える次第でございます。

のでありますて、ここを考え方ました場合に、より多くの損害をこうむつたものが多數あるのでありますて、こういう方々に対して一々法制化しまして保護を与えていないのに、接收土地の借地権者のために特に本法を制定して保護するということは不均衡のそしりを免れない、どういうふうに協会として考へる次第であります。

以上の諸理由によりまして、本法案の制定に對して反対するものでござります。はなはだ漠然としておりましたが、以上をもつて私の意見を申し上げ

○森貞長(高田なほ子君) ありがとうございました。

○委員長（高田なほ子君） 次に朝日新聞法律相談所弁護士下光軍二さんにお願いいたします。

○公述人(下光重一君) 私下光でござります。意見を述べる前にちょっとと私の立場を申し上げますと、朝日新聞法

律相談所は昭和二十四年の五月から開設いたしまして、毎日庶民の相談に当つておられます。私も創設以来関係

しておりまして、まあ全国でただ一つ常設法律相談所というような立場で、いろいろな問題の相談を受けておるつ

いろいろな問題の相談を受けておるのですが、すでに七年相談を受けまして、いろいろ法律問題に関する限

りあらわる問題について相談を受けたとわれわれは思つておるのであります。そういう相談を受けておるわれわれ

れの立場から意見を述べさせていただ
きたいと思います。

ます。ただし若干の字句の問題につきましてはあとで意見を述べさせていた

ような、接收された土地の借地権者の

訴えもしばしばわれわれは聞いたのでござります。そうしてわれわれはその

訴えを聞いて、現在の法律ではどうに
もしようがないこととで、やはり
首肯：二つほどの項目、首肯：二

暗然としてわれわれの無力を痛感したのであります。そういうような立場でも、何とか教養する方法を講じなけれ

ばならないということは痛感しておりました。従いましてわれわれ相談担当

者が八人ござりますけれども、これは法律の盲点、法律の不備の点を一つ徹

底的に研究をして、何とかやろうじゃ
ないかというので、法律の盲点研究会

なども開きましていろいろやつたことがあるのですが、しかしこれは結構しつぶらですかね、逆に弱点

は考査したいがために、選ばれることは、必ず利用してやられるというようなおそれもありまして、慎重に吟味してお

ります。そういうよろなごとから、やはり借地権者というもののもせひとも救

済する必要があると、こう考えるわけ
であります。つきましては、この条項

の中で私が疑問だと思いますのは、三条の六でござります。三条の六に「借地去第二の規定」がつづり、「二年

法第二条の規定にかかる限り二十年とする。ただし、建物が、この期間満了前に朽壊したときは、賃借権は、これ

によって消滅する。「どうあるのでございますが、これは罹災都市借地借家

臨時処理法の第五条を受け継いだ——受け継いだと言うよりは、それをその

まま持ってきたかと思うのでございま
すが、罹災都市借地借家臨時処理法の

五条は、認定された賃借料の存続期間は、借地法第二条の規定にかかはらず、これを十年とする。但し、建物が、

この期間満了前に朽墮したときは、賃借権は、これに因つて消滅する。」

[參識錄]

これじゃあつてもないのひとといいのじやないかと、二年間だけ建物を建て使つて使うところはちょっと考えられないのです。

それから第十九條ですね、まあ本件についての争いは「地方裁判所が非訟事件手続法により、これをする。」やはり非訟事件手続ではちょっと手続が簡単に過ぎると思うのです。といいますのは、法務省や弁護士連合会あたりで反対しておられるというのには、やはり善意の第三者の権利を侵害するといふことが非常に主張されております。そういう意味でこの善意の第三者を保護するのは、裁判所がことに正当事由などについて考慮をしてくれば私は十分保護されると思いますが、この非訟事件手続法でやるよりも普通の訴訟手続でやつただけ、従来の例によりますと、この点は心配する必要はない、法務省や弁護士連合会で言っておられるような心配はない私たちは心配ではないと私は考えるのであります。

私の総括的な意見は終りでござります。

○委員長(高田なほ子君) ありがとうございました。

○委員長(高田なほ子君) では大古田長治さんにお願いいたします。

○公述人(大古田長治君) 私が大古田でございます。

私は接收されてことしで十一ヵ年になります。いまだに接收が継続しております。昭和十年に赤坂の溜池の土地へ実測九十五坪、地上建ては百坪の建物を所有しまして自動車の営業をいたしておりました。ところが二十年の五月戦災でその建物が焼失いたしました

がその年の二十一年の九月に突然東京都から接收命令が参りましたして、三年間業を再開いたしております。ところがその年の二十一年の九月に突然東京都から接收命令が参りましたして、三年間除却をしてしまえといふ命令が参りで反対しておられるというのには、やはり善意の第三者の権利を侵害するといふことが非常に主張されております。

そういう意味でこの善意の第三者を保護するのは、裁判所がことに正当事由などについて考慮をしてくれば私は十分保護されると思いますが、この非訟事件手続法でやつただけ、従来の例によりますと、この点は心配する必要はない、法務省や弁護士連合会で言っておられるような心配はない私たちは心配ではないと私は考えるのであります。

○委員長(高田なほ子君) ありがとうございます。

で、さっそく新しい地主の方へ参りました。そして、その土地を引き続いて貸していただきたいと言つて申し入れました。それで、そこまで借りて、接収解除があつた際に貸していただかなければ、従来の例によれば、どうもうちがあかない年にならぬはずと前年十二月になりましてまた地主がかりましたので、またそとへと参りました。そこで、接収解除後ぜひ一つ引き続いて貸してもらいたいという申し入れをいたしました。ところが借地権があると受けたんだから、あなたの借地権は認められないというお話をでした。

その点につきまして、調達方に二十二年から陳情に上りましたのです。と申しますのは、臨時処理法の関係がございまして、あれが終期になつて、あの効力がなくなるということになります。と当然争う方法がなくなることになりますので、何とかその法律を再延長する

がその年の二十一年の五月に突然東京都から接收命令が参りましたして、三年間業を再開いたしました。ところがその年の二十一年の九月に突然東京都から接收命令が参りましたして、三年間除却をしてしまえといふ命令が参りで反対しておられるというのには、やはり善意の第三者の権利を侵害するといふことが非常に主張されております。

そういう意味でこの善意の第三者を保護するのは、裁判所がことに正当事由などについて考慮をしてくれば私は十分保護されると思いますが、この非訟事件手続法でやつただけ、従来の例によりますと、この点は心配する必要はない、法務省や弁護士連合会で言っておられるような心配はない私たちは心配ではないと私は考えるのであります。

○委員長(高田なほ子君) ありがとうございます。

○委員長(高田なほ子君) では大古田長治さんにお願いいたします。

○公述人(大古田長治君) 私が大古田でございます。

私は接收されてことしで十一ヵ年になります。いまだに接收が継続しております。昭和十年に赤坂の溜池の土地へ実測九十五坪、地上建ては百坪の建物を所有しまして自動車の営業をいたしておりました。ところが二十年の五月戦災でその建物が焼失いたしました

やつて、ちよどそれから一年、昭和二十一年の五月に焼け跡へと店舗兼住宅と一緒に過ぎると思うのです。といいますのは、法務省や弁護士連合会あたりで反対しておられるというのには、やはり善意の第三者の権利を侵害するといふことが非常に主張されております。

そういう意味でこの善意の第三者を保護するのは、裁判所がことに正当事由などについて考慮をしてくれば私は十分保護されると思いますが、この非訟事件手続法でやつただけ、従来の例によりますと、この点は心配する必要はない、法務省や弁護士連合会で言っておられるような心配はない私たちは心配ではないと私は考えるのであります。

このまましてやむを得ず除却いたしました。その後になりました二十三年の五月、これはその土地が元の地主から先の第三者の地主へ譲渡されました。それで、さっそく新しい地主の方へ参りました。そして、その土地を引き続いて貸していただきたいと言つて申し入れました。それで、そこまで借りて、接収解除があつた際に貸していただかなければ、従来の例によれば、どうもうちがあかない年にならぬはずと前年十二月になりました。それで、どうもうちがあかない

年にならぬはずと前年十二月になりました。それで、そこまで借りて、接収解除後ぜひ一つ引き続いて貸してもらいたいという申し入れをいたしました。ところが借地権があると受けたんだから、あなたの借地権は認められないというお話をでした。

その点につきまして、調達方に二十二年から陳情に上りましたのです。と申しますのは、臨時処理法の関係がございまして、あれが終期になつて、あの効力がなくなるということになります。と当然争う方法がなくなることになりますので、何とかその法律を再延長する

やつて、ちよどそれから一年、昭和二十一年の五月に焼け跡へと店舗兼住宅と一緒に過ぎると思うのです。といいますのは、法務省や弁護士連合会あたりで反対しておられるというのには、やはり善意の第三者の権利を侵害するといふことが非常に主張されております。

そういう意味でこの善意の第三者を保護するのは、裁判所がことに正当事由などについて考慮をしてくれば私は十分保護されると思いますが、この非訟事件手続法でやつただけ、従来の例によりますと、この点は心配する必要はない、法務省や弁護士連合会で言っておられるような心配はない私たちは心配ではないと私は考えるのであります。

このまましてやむを得ず除却いたしました。その後になりました二十三年の五月、これはその土地が元の地主から先の第三者の地主へ譲渡されました。それで、さっそく新しい地主の方へ参りました。そして、その土地を引き続いて貸していただきたいと言つて申し入れました。それで、そこまで借りて、接収解除があつた際に貸していただかなければ、従来の例によれば、どうもうちがあかない年にならぬはずと前年十二月になりました。それで、どうもうちがあかない

年にならぬはずと前年十二月になりました。それで、そこまで借りて、接収解除後ぜひ一つ引き続いて貸してもらいたいという申し入れをいたしました。ところが借地権があると受けたんだから、あなたの借地権は認められないというお話をでした。

その点につきまして、調達方に二十二年から陳情に上りましたのです。と申しますのは、臨時処理法の関係がございまして、あれが終期になつて、あの効力がなくなるということになります。と当然争う方法がなくなることになりますので、何とかその法律を再延長する

やつて、ちよどそれから一年、昭和二十一年の五月に焼け跡へと店舗兼住宅と一緒に過ぎると思うのです。といいますのは、法務省や弁護士連合会あたりで反対しておられるというのには、やはり善意の第三者の権利を侵害するといふことが非常に主張されております。

そういう意味でこの善意の第三者を保護するのは、裁判所がことに正当事由などについて考慮をしてくれば私は十分保護されると思いますが、この非訟事件手続法でやつただけ、従来の例によりますと、この点は心配する必要はない、法務省や弁護士連合会で言っておられるような心配はない私たちは心配ではないと私は考えるのであります。

このまましてやむを得ず除却いたしました。その後になりました二十三年の五月、これはその土地が元の地主から先の第三者の地主へ譲渡されました。それで、さっそく新しい地主の方へ参りました。そして、その土地を引き続いて貸していただきたいと言つて申し入れました。それで、そこまで借りて、接収解除があつた際に貸していただかなければ、従来の例によれば、どうもうちがあかない年にならぬはずと前年十二月になりました。それで、どうもうちがあかない

年にならぬはずと前年十二月になりました。それで、そこまで借りて、接収解除後ぜひ一つ引き続いて貸してもらいたいという申し入れをいたしました。ところが借地権があると受けたんだから、あなたの借地権は認められないというお話をでした。

その点につきまして、調達方に二十二年から陳情に上りましたのです。と申しますのは、臨時処理法の関係がございまして、あれが終期になつて、あの効力がなくなるということになります。と当然争う方法がなくなることになりますので、何とかその法律を再延長する

やつて、ちよどそれから一年、昭和二十一年の五月に焼け跡へと店舗兼住宅と一緒に過ぎると思うのです。といいますのは、法務省や弁護士連合会あたりで反対しておられるというのには、やはり善意の第三者の権利を侵害するといふことが非常に主張されております。

そういう意味でこの善意の第三者を保護するのは、裁判所がことに正当事由などについて考慮をしてくれば私は十分保護されると思いますが、この非訟事件手続法でやつただけ、従来の例によりますと、この点は心配する必要はない、法務省や弁護士連合会で言っておられるような心配はない私たちは心配ではないと私は考えるのであります。

このまましてやむを得ず除却いたしました。その後になりました二十三年の五月、これはその土地が元の地主から先の第三者の地主へ譲渡されました。それで、さっそく新しい地主の方へ参りました。そして、その土地を引き続いて貸していただきたいと言つて申し入れました。それで、そこまで借りて、接収解除があつた際に貸していただかなければ、従来の例によれば、どうもうちがあかない年にならぬはずと前年十二月になりました。それで、どうもうちがあかない

年にならぬはずと前年十二月になりました。それで、そこまで借りて、接収解除後ぜひ一つ引き続いて貸してもらいたいという申し入れをいたしました。ところが借地権があると受けたんだから、あなたの借地権は認められないというお話をでした。

ます。そういう関係上これは賛成であるか賛成でないか、これは問題じゃないのですから……(笑声)

○一松定吉君 それを聞くのですよ。それがなかつたら聞く必要がない。前提出をはつきり……。

○委員長(高田なほ子君) ちょっとと自由な発言はおやめ下さい。大へん大古田さんは御熱心に御発言でございますが、ただいま一松さんも私も申し上げたように、この法律案に対して賛意を持っているが、反対かということを一応述べて理由をおっしゃって下さる、非常に聞いている者もわかりやすいござります。なれないようござりますから無理にとは申し上げませんが、なるべく要領よく一つ。

○公述人(大古田長治君) 賛成でござります。どうも長く苦しめられておりましたから興奮しまして、それで前後をわきまえないので失礼を申し上げまして申しわけございません。

○委員長(高田なほ子君) どうぞお述べ下さい。

○公述人(大古田長治君) 時間のズレのお話がございましたけれども、この立法の運動につきましては二十五年から調達厅に運動しておりますし、また陳情しております。それからそういう關係で調達厅もいろいろやりましたのでございますが、これも不成立に終つて、私たちは接收されたのは元東京都庁で接收をいたしたものですから自分の方でも協力してあげようというので、二十七年二月に安井都知事の意見書として総理大臣、調達厅長官、法

務總裁に意見書を提出して、その意見書に基きまして調達厅では立案いたしましたものを次官会議まで持つていてまして、次官会議で否決されたのでござります。そしてそれが否決されましたから行政協定に基いた不動産提供の法を作る場合に、付則として対抗要件と存続期間の関係をつけてまして、そしてこれを法務省へ審査を持っていった結果が、法務省でこれもまた削除されただということになつて、それでは調達厅では政府立法はできないという見通しきつけまして、私たちには十三国会となつて初めて請願をいたしましたけれども、不幸でいたしまして今日に至つたような次第でござります。

○委員長(高田なほ子君) 大古田さんまだおありのようでございますが、あともつていけば消滅することになりますので、何回御質疑の上適切な御処置を願いたいと思います。

○委員長(高田なほ子君) ありがとうございます。どうぞお話し下さい。

○公述人(大古田長治君) では以上を過ぎておりますから。

○委員長(高田なほ子君) それでは速記につけて下さい。ただいま午前中の公述が終りましたがこれについて御質疑の方あるいは順次御発言願います。……別に御発言がなければ暫時休憩をいたしまして、午後一時から公聴会を開いたします。

[速記中止]
午後零時十分休憩

○公述人(大古田長治君) では以上をもちまして、私の借地権もこのままですもつていけば消滅することになりますので、何回御質疑の上適切な御処置を願いたいと思います。

○委員長(高田なほ子君) ありがとうございます。どうぞお話し下さい。

○公述人(大古田長治君) 議事進行について。もう十二時過ぎですから、あと五人もあるので継続してやると困りますから、ちょっとと休憩して午後一時なら一時かごいました。

○一松定吉君 議事進行について。もう十二時過ぎですから、あと五人もあるので継続してやると困りますから、ちょっとと休憩して午後一時なら一時かが、御異議ございませんか。

○委員長(高田なほ子君) 一松さんから議事進行で以上のような御意見です。

○井上清一君 ただ午前中公述され方に対する質疑は午前中で、十分くら

いでやって、お帰り願つた方が……一日中ここにお出を願うことはお忙しい方にはごめいわくじゃないかと思いますが。

○委員長(高田なほ子君) いかがであります。そしてそれが否決されましたから行政協定に基いた不動産提供の法を作る場合に、付則として対抗要件と存続期間の関係をつけてまして、そしてこれを法務省へ審査を持っていった結果が、法務省でこれもまた削除されただということになつて、それでは調達厅では政府立法はできないという見通しきつけまして、私たちには十三国会となつて初めて請願をいたしましたけれども、不幸でいたしまして今日に至つたような次第でござります。

○委員長(高田なほ子君) それでは速記につけて下さい。ただいま午前中の公述が終りましたがこれについて御質疑の方あるいは順次御発言願います。……別に御発言がなければ暫時休憩をいたしまして、午後一時から公聴会を開いたします。

午後一時二十七分開会

○委員長(高田なほ子君) 休憩前に引き続いて公聴会を開いたします。

佐々木正泰さんにお願ひいたします。

〔委員長退席、理事官城タマヨ君着席〕

○公述人(佐々木正泰君) 佐々木でございます。日本弁護士連合会におきましては、さきの十六回のこの法務委員会に対しまして、会としての意見書を提出してあるはずであります。そしてまた三十年の七月二十六日この法務委員会で代表といたしまして、時の司法制度の調査委員会の副委員長の片山君が参りまして、意見を申し述べております。ところが本年になりまして借地人

が、本案のごとき臨時立法によつて解

決するのかといふところに分れるものがあるのです。連合会におきましては、接収土地におきまするところの借地、借家の権利関係は、接収と同時に消滅するものではないという前提をとつております。のみならず、なお、かつ、その接収期間中は、期間の進行をしないのだ、一時使えたなつた間だけは賃貸借期間が延びるのだ、それゆえに接収が解除になれば、当然権利が復活して、そのときから賃貸借期間が進行するのだ、あるいは借地期間が進行するのだという建前であります。そのような建前でありますから、本法案の第三条をごらん下さればおわかりの通り、第三条におきましては、接収によって直ちに借地権、借家権が消滅するものではないという立場にあることは、連合会と同様であります。賃借連合会の委員会の持が加わつておる連合会の意見をいたしまして、やはり貸借期間は進行しておるのだ、その接収期間、いわゆる現実に使用しなかつた期間もやはり期間のうちにかかるのだ、その期間の満了によって賃貸借は消滅するのだ、こういう考案のもとにう結論になつております。そのうどんにうどんが憲法違反になるかといふ点につきまして、前回片山君がここで意見を述べられておりますが、それだけでは連合会の意見が当委員会へ通じてはいないのではないかという点で補足意見を述べまして当委員会の皆様の御参考に供したいと思います。

○公述人(佐々木正泰君) 佐々木では連合会の意見が当委員会へ通じてはいないのではないかという点で補足意見を述べまして当委員会の皆様の御参考に供したいと思います。

○公述人(佐々木正泰君) 佐々木でございます。日本弁護士連合会におきましては、さきの十六回のこの法務委員会に対しまして、会としての意見書を提出してあるはずであります。そしてまた三十年の七月二十六日この法務委員会で代表といたしまして、時の司法制度の調査委員会の副委員長の片山君が参りまして、意見を申し述べております。ところが本年になりまして借地人

が、本案のごとき臨時立法によつて解

考えで、接收期間中といえども賃貸借期間が進行して、それによつて賃貸借が消滅するものだとりますれば、借地人、借家人の権利を侵害することになら。いわゆる賃貸借の期間の利益を剥奪することになる。その点において財産権の侵害になり、憲法二十九条の違反になるという見方があるのであります。とともに、三条の六項でございますが、新しく設けられた期間は「二十一年とする。」こういうことに相なつております。そこでその関係において土地の所有者の所有権に大きな制限を加えることになる。私どもの立場から申しますと、接收土地建物に対する賃貸借は、接收解除後から進行するのでありますから、その残存期間だけを保護すればいいんだ、かりに接收期間を除いた期間が三年あれば、その三年だけ保護してやればいいんだ、二十年も保護する必要はないんだというのが建前であります。その関係におきまして憲法違反になる。従つてこの法案には贅成できない。この第三条を、接收期間中には期間が進行しないという建前をとられまして、この場合の借地残存期間は、接收期間を控除したその残存期間だけだと、こういう工合をお認め願えば、連合会は何も反対するところはない、こういうところであったのであります。

を述べたとよに受け取られましたけれども、当時は司法制度の委員として、あの決議の作成に参加したのであります。この意見書はその意味で各地のようだ、直ちに法令が作られないと、接収と解除との間に相当期間がござりまして、その期間中にあるいは処分されたり、新しい権利が設定されたりされておることは、これはもう当然のことです。この旧借地人借家人の権利と、新しく取得された権利との衝突の場合に、どういう百合に取り扱わなければならぬかという措置法案を作らるには、何ら異存はないのであります。ただこの法案が、ただいま申しまして通り、裁判所も認められ、われわれの法理観念としても認められる借地人、借家人の権利を顧みずに、直ちに期間の進行によって消滅するものと認めたという点、並びにその後に新しく、新しくては語弊がありますが、進行される貸借の期間が二十年とも延びるというような、地主、所有者に対する過酷なる負担をかけるところ、所有権の制限をするというような事柄には反対だ。こういう建前があるのであります。

判所において借地人、借家人を保護しておるにかかわらず、この法案においては、それは、これが法規を失うということでは、これはかした方がよろしいのだという結論でございました。裁判所の裁判にまじめに意見を出したのであります。しかし、当事者の法律関係をすべての人に知らしめて、争いなくして事前に事柄を處理するという心がまえを国民に持たせることは、非常に必要なことと思いまして、この個々の条章につきましては、相当意見はありますけれども、大体論としまして連合会の意見はかくの通りであります。しかも当事者の権利の範囲を普通法において認められる限りで食いとめて、作るならば憲法違反にならないような、できるだけ法規を作られんことを希望すると、こうしたことござります。

なお法案の個々の点につきましては、後刻質問がありましたらお答えするるにいたしまして、私の意見を終りいたします。

○理事(宮城タマヨ君) ありがとうございました。

○公述人(宮田正男君) 連合会の会長、ビルドィング協会連合会の会長、宮田正里君からお願意申し上げます。

○理事(宮城タマヨ君) 次に日本ビル

会連合会、こう申しておるのであります。大体参加しておる法人、個人約三百名くらいになっております。

一がいにビルと申しましても、非常に皆さんに御理解がうすいのでござりますが、ビルと住宅というものはいつとも混同されておりまして、これがすべての問題の根源になつております。進駐軍が参りましても、この問題でわれわれも非常に迷惑をしたのであります。が、住宅は生活の本拠でございますが、ビルは申せば頭脳のようなものであります。住宅とはおのずから違つて、住宅は生活の本拠でございますが、ビルは頭脳のようなものであります。あるいは、住宅は生活の本拠でございますが、ビルは頭脳のようなものであります。在これはビルディングを規制する法律では、民法の法律と、それから借地借家法、こういうものによつて現在規制されております。これに対しても、われわれ連合会としては、ビルディングを立てるのではなくて、最近非常に発達をいたたいて、いろいろ違つた面の使用その他のがござりますので、あらためて後日またビル運用法といったものを立法を願いたいと思っておりますが、そことまでして、今度のこの問題につきましても、先ほどお話しのありましたように、借地権といふものとのことを前提としてお述べの立法がなされておるようであります。そして、われわれ連合会としては借地権といふものはないのだと、こういうのを前提としてお話しをつております。それは接收されました当時に、敷金その他は大体おいて全部返しております。そうしてお部屋もこちらが受け取つて進駐軍に被しておりますから、その後十年たつておる。この事実から見ても、借地権といふものはもうないのじゃないかとう解釈をわれわれはとつております。

従つてこの法律の建設が私どもの考え方と非常に違っております。この点は法務委員会でよく御研究いただいて、借室権というものが一体あるのか中斷をしたのか、あるいは私どもの言うようないもののか、この点が私はむしろ前提となるべきものじゃないかと思います。なおこまかに申し上げる必要もないと思いますが、差し上げました意見書にもありますように、もうすでに接取をされましたビルがほとんど9割が解除になつております。そうして適当な社会的な用途にこれは使われております。主として前にお使いになつた方に、これは法律的に解釈したのじゃございませんで、商業的な道徳と申しますが、従来お使いになつていたお方に原則としてはお話ををして、その方が前にお使いになつたと同じ目的でお使いになつているならば、これは私どもは喜んでお貸しする。ただし経済情勢がこういうふうに変化しておりますから、十年前の条件とはすべての点が變つております。そこで問題になりまるのは、別に自分は必要はないが、今借室権を主張して、それを第三者に適当な権利を取つて転売しようとか、あるいはもうけをしようという、こういふ考え方の方が割合に多いのでございます。どうのは、戦後にビルが払底いたしまして、相当な権利を出さなければ借りられないというような状態がございましたから、それでそういうことをお考へになる方がある。それにこの法律がもし通過するならば、法律的なバックをつけて、それが当然借りられるのだと言つておられる。これはビル業者としては非常に困る問題でござります。また社会的を見ても、必要のない

方がそういう足りないものをお使いになると、うごとも私どもどうかと思ひます。先ほど申し上げましたようだ、今東京でもビルの関係で申しますと、ごく最近調べましたものでも、もう二、三万坪しかビルとしては残つておませんので、今までのビルは全部相互通じて話し合いで処理がついて、おさまつておる所であり、また波乱を起して寝た子を起すということになつて、かえつて混乱を招くということになるのじゃないかと思います。東京が二万坪、それから横浜が割合が多いのであります、これは土地の関係が多いのでありますとして、ビルとしては坪数は東京程度であろうと思います。それからあとは、名古屋、ただこの三都市であります、しかも申し上げましたように坪数がほとんど少くなつておりますので、特にここで立法によって前の借室権者の権利を擁護しなければならぬといつたようなことは反対ではあります、法律を出すことは私どもとして非常に恵を得ないと思います。どうしても立法化しなければならぬということになりまして、私どもはこの新しい法の十三条、十四条これをビルの場合には除外をしていただきたいならば、いんじやないかと思ひます。そんなわけで私どもとしては、一番冒頭に申し上げたように、借室権は継続していい、この建前から今申し上げましたのがわれわれの反対の理由でござります。簡単でござりますが、これをもつて私の意見に見えます。

○理事(宮城タマヨ君) ありがとうございました。

○理事(宮城タマヨ君) 次は、横浜市

中区接収解除跡地処理第二地区委員長の岩本鉄次郎さんにお願いいたしました。○公述人(岩本鉄次郎君) 私はただいま委員長からお呼びになりました岩本でございます。私は至つて話下手でございまして、ましてどういうところへ出てお話し申し上げるのは初めてでございますのですから、何から申し上げてよいやらほとんど見当つきませんし、また私の申し上げましたことが先生方の御参考になれば幸いとうだと思ひますが、とりとめもないお話を申し上げまして、おわかりになりませんでしたら、おあとで御質問がありましたら自分のわがります範囲はお答え申し上げたいと思います。

私は、ただいま委員長さんのおかげで、しゃつた通り跡地処理をいたしておりましたし、また小地主の一人でもあります関係上、自分も借地人の一人でもありますし、また小地主の一人でもありますから、借地人ととも地主ともつかず、公平な立場からこの法案を賛成いたします。私は横浜の現状を少し申し上げて御参考に供したいと思います。横浜はありますけれども、ほとんど草が生えておきまつた通りです。家もぼつりぼつりと多少はできて参りましたよなうな現状でございます。家もぼつりぼつりと多少はできて参りましたけれども、ほとんどの草が生えておきまつたままです。それから借地人に対しましては、これは悪い地主さんは御自分の名義を変更してしまって、借地人に口をきかせないようにしてある方の借地人は非常な自分の心持を疲弊してしまいました。今日の生活にも窮しておられます人が多々あります。そこへ参りますと、私は同じ借地人でも私の地主は非常にわかりのいい地主でありますたゞで、ついまして、自分の土地が解消になりますと、もう登録もしてありますですから、従いまして、自分の土地が解消になりますと、政府の御援助を仰ぎまして融資を受けて、たゞいまビルを建てまして、この間日本経済並びに朝日新聞の地方版にげたばきのビルができるなりました。地中に埋められたと発表されましたが、そういう工合で、地主さんは理解のある方と理解のない方の借地人は非常な差がありますと想ひます。ざいます、が、そういう工合で、地主さんは非常に悪い地主さんとの法の一日も早く通過をいたしまして、悪い地主さんの取締りをいたしまして、悪い地主さんは、これまで長くなるほど借地人は困っているの

前から闇内と申しますある横浜の台地のところが相当解除になりましたのでござりますが、ほとんど牧場のような草ぼうぼうとしております現状でござります。それというのは、横浜があまり疲弊しておりますために、家を地主によらず借地人によらず建てることができない。また横浜の亀善と申しますりっぱな貿易商の方がビルをもう三年くらいになりますか、十四戸建ててしまつちで、まだ二戸しか人が入つておきまつたままです。家もぼつりぼつりと多少はできて参りましたけれども、ほとんどの草が生えておきまつたままです。それは悪い地主さんは御自分の名義を変更してしまって、借地人に口をきかせないようにしてある方の借地人は非常な自分の心持を疲弊してしまいました。今日の生活にも窮しておられます人が多々あります。そこへ参りますと、私は同じ借地人でも私の地主は非常にわかりのいい地主でありますたゞで、ついまして、自分の土地が解消になりますと、もう登録もしてありますですから、従いまして、自分の土地が解消になりますと、政府の御援助を仰ぎまして融資を受けて、たゞいまビルを建てまして、この間日本経済並びに朝日新聞の地方版にげたばきのビルができるなりました。地中に埋められたと発表されましたが、そういう工合で、地主さんは理解のある方と理解のない方の借地人は非常な差がありますと想ひます。ざいます、が、そういう工合で、地主さんは非常に悪い地主さんとの法の一日も早く通過をいたしまして、悪い地主さんの取締りをいたしまして、悪い地主さんは、これまで長くなるほど借地人は困っているの

建てなければならぬために一生懸命建てるが、それで、先生方がどちらが実際におかしいそりであるか、不利であるかをお考へ願いたいと思います。それからまた、先ほど権利を他に売買するというような御意見がありましたが、借地人が他に権利を転売したりけれども、衆議院の通過しました法案を拝見いたしましたと、絶対そういうことは一言も入つております。それがどうぞ、それから大きな地主さんは、これは反対するかもしませんが、小さな地主さんはありますと、私などは跡地処理の関係からよくお尋ねに来る方があります。それから地主が他に権利を転売したります。借地人が他に権利を転売したりますと、地主がないのだが、これを借地人に取られると自分の家を建てることができぬいのだ、どうしだらいいのだ、といふような御質問がありますけれども、そのたびに私は、いやそういうことは絶対ありません、衆議院の法務委員の先生方はみな法律家でありますので、この法案の一回も早く通過して、新聞なり官報なりに発表していただければ、かえつてわれわれ小さな地主、大衆地主は喜んでこれをお迎えすることができ、決して借地人にばかりいよいよな法律は作っておりません、これは御自分が実際お建てになるならば、なにでも借地人にその由を申せば、なんでもそれを借地人にやれということじゃありません、ですからむろんあなたが地所を百坪、二百坪と持つておったなら、あれはまた裁判などに持ち出されて、少し多いから半分分けてやれといふようなことを言われるかもしませんけれども、事実自分の家を建てるだけの地所であるならばなんでも借さなければならぬということは、ないのですが、そういう御心配はいりませんと、それをよく申しておりますのです。それから先ほど地主の方から、お聞きいたしましたので、午前中から参つておられましたので、前の方が述べられましたこととあるいは重複する部分があるかと存じますが、本案につきましての私見を一つ申し上げてみたいと思います。私の会社で持っております土地が強制疎開で疎開されました跡地でありますので、主としてその点を考慮いたしまして御意見を申し上げたいと存じます。

○理事(宮城タマヨ君) ありがとうございました。

○理事(宮城タマヨ君) 次は、芝浦土地株式会社取締役社長原信次郎さんにございました。

○公述人(原信次郎君) 私芝浦土地の原でござります。ちょっととがらだを悪くしておきましたので、午前中から参つておられましたので、前の方が述べられましたこととあるいは重複する部分があるかと存じますが、本案につきましての私見を一つ申し上げてみたいと思います。私の会社で持っております土地が強制疎開で疎開されました跡地でありますので、主としてその点を考慮いたしまして御意見を申し上げたいと存じます。

まず最初に結論から申し上げますと、本法案全体につきましては、私反対の立場でござりまするが、ことにそ

つもましてのこの条文は削除をしていただきたいというふうに考えておる次第であります。以下理由を簡単に申し上げますが、第一番に全般的に申しまして法律は私ども今まで聞いておりました範囲では、不利益に遡及しないというふうに聞いておったのであります。従つて私どもといだしまして特調と私どもの方と借地契約を結んでおるというふうな状況であるわけであります。従つて私どもといだしましては從来の借地権を持つておられた方

は、強制疎開によりまして補償を受けたままの本案によりますと、遡及いたしまして所持権者でありますとか、あるいはまたその他のいろいろ権利を取得した者に対しまして、遡及して制限を加えられるというふうになるようでありまして、従いまして接收中に権利を取得いたしましたり、あるいはまたその上に担保権を置いておるというふうなものにつきまして、すなわち第三者に対しまして非常な損害を及ぼす場合もあり得るというふうに考えて、これが先ほどお話をありますように憲法違反の疑いがあるのじゃないかというふうなことにもなるのではないかと思うのであります。

それから第二に強制疎開地に対しましては、御承知のように疎開当時ではないかと思つておるが、それで何うなことをお聞きを始めたときに現地で經營を始めておりますので、その際にはこの土地につきましては、先ほど申しましたように、すでに強制疎開当時に私は現在の会社を四、五年前に実は經營を始めておりますので、その際にはこの土地につきましては、先ほど申しましたように、すでに強制疎開地にて補償を受けた借地権は消滅しております。そこで第三者に對しまして非常な損害を及ぼす場合もあり得るというふうに考えて、これが先ほどお話をありますように憲法違反の疑いがあるのじゃないかというふうなことにもなるのではないかと思うのであります。

それから第三に強制疎開地に対しましては、御承知のように疎開当時ではないかと思つておるが、それで何うなことをお聞きを始めたときに現地で經營を始めておりますので、その際にはこの土地につきましては、先ほど申しましたように、すでに強制疎開地にて補償を受けた借地権は消滅しております。そこで第三者に對しまして非常な損害を及ぼす場合もあり得るというふうに考えて、これが先ほどお話をありますように憲法違反の疑いがあるのじゃないかというふうなことにもなるのではないかと思うのであります。

それから第四に強制疎開地に対しましては、御承知のように疎開当時ではないかと思つておるが、それで何うなことをお聞きを始めたときに現地で經營を始めておりますので、その際にはこの土地につきましては、先ほど申しましたように、すでに強制疎開地にて補償を受けた借地権は消滅しております。そこで第三者に對しまして非常な損害を及ぼす場合もあり得るというふうに考えて、これが先ほどお話をありますように憲法違反の疑いがあるのじゃないかというふうなことにもなるのではないかと思うのであります。

それから第五に強制疎開地に対しましては、御承知のように疎開当時ではないかと思つておるが、それで何うなことをお聞きを始めたときに現地で經營を始めておりますので、その際にはこの土地につきましては、先ほど申しましたように、すでに強制疎開地にて補償を受けた借地権は消滅しております。そこで第三者に對しまして非常な損害を及ぼす場合もあり得るというふうに考えて、これが先ほどお話をありますように憲法違反の疑いがあるのじゃないかというふうなことにもなるのではないかと思うのであります。

それから第六に強制疎開地に対しましては、御承知のように疎開当時ではないかと思つておるが、それで何うなことをお聞きを始めたときに現地で經營を始めておりますので、その際にはこの土地につきましては、先ほど申しましたように、すでに強制疎開地にて補償を受けた借地権は消滅しております。そこで第三者に對しまして非常な損害を及ぼす場合もあり得るというふうに考えて、これが先ほどお話をありますように憲法違反の疑いがあるのじゃないかというふうなことにもなるのではないかと思うのであります。

それから第七に強制疎開地に対しましては、御承知のように疎開当時ではないかと思つておるが、それで何うなことをお聞きを始めたときに現地で經營を始めておりますので、その際にはこの土地につきましては、先ほど申しましたように、すでに強制疎開地にて補償を受けた借地権は消滅しております。そこで第三者に對しまして非常な損害を及ぼす場合もあり得るというふうに考えて、これが先ほどお話をありますように憲法違反の疑いがあるのじゃないかというふうなことにもなるのではないかと思うのであります。

それから第八に強制疎開地に対しましては、御承知のように疎開当時ではないかと思つておるが、それで何うなことをお聞きを始めたときに現地で經營を始めておりますので、その際にはこの土地につきましては、先ほど申しましたように、すでに強制疎開地にて補償を受けた借地権は消滅しております。そこで第三者に對しまして非常な損害を及ぼす場合もあり得るというふうに考えて、これが先ほどお話をありますように憲法違反の疑いがあるのじゃないかというふうなことにもなるのではないかと思うのであります。

その次にこの法案につきましては、時宜を失しているんではないかといふふうに考えますわけであります。それは先ほど申しましたようないふうに考へました。その後の権利取得者に対しまして、非常に不測な損害を与えるというふうなことになる場合が非常に多いのではないかといふふうに考へるわけであります。現

にかかる次にこの法案中に「相当な権利取得者に対しまして、非常に不測な損害を与えるというふうなことになる場合が非常に多いのではないか」というふうに考へるわけであります。現に私は現在の会社を四、五年前に実は經營を始めておりますので、その際にはこの土地につきましては、先ほど申しましたように、すでに強制疎開地にて補償を受けた借地権は消滅しております。そこで第三者に對しまして非常な損害を及ぼす場合もあり得るというふうに考へるわけであります。

それから次にこの法案中に「相当な権利取得者に対しまして、非常に不測な損害を与えるといふふうなことになる場合が非常に多いのではないか」というふうに考へるわけであります。現に私は現在の会社を四、五年前に実は經營を始めておりますので、その際にはこの土地につきましては、先ほど申しましたように、すでに強制疎開地にて補償を受けた借地権は消滅しております。そこで第三者に對しまして非常な損害を及ぼす場合もあり得るというふうに考へるわけであります。

それから次にこの法案中に「相当な権利取得者に対しまして、非常に不測な損害を与えるといふふうなことになる場合が非常に多いのではないか」というふうに考へるわけであります。現に私は現在の会社を四、五年前に実は經營を始めておりますので、その際にはこの土地につきましては、先ほど申しましたように、すでに強制疎開地にて補償を受けた借地権は消滅しております。そこで第三者に對しまして非常な損害を及ぼす場合もあり得るというふうに考へるわけであります。

それから次にこの法案中に「相当な権利取得者に対しまして、非常に不測な損害を与えるといふふうなことになる場合が非常に多いのではないか」というふうに考へるわけであります。現に私は現在の会社を四、五年前に実は經營を始めておりますので、その際にはこの土地につきましては、先ほど申しましたように、すでに強制疎開地にて補償を受けた借地権は消滅しております。そこで第三者に對しまして非常な損害を及ぼす場合もあり得るというふうに考へるわけであります。

それから次にこの法案中に「相当な権利取得者に対しまして、非常に不測な損害を与えるといふふうなことになる場合が非常に多いのではないか」というふうに考へるわけであります。現に私は現在の会社を四、五年前に実は經營を始めておりますので、その際にはこの土地につきましては、先ほど申しましたように、すでに強制疎開地にて補償を受けた借地権は消滅しております。そこで第三者に對しまして非常な損害を及ぼす場合もあり得るというふうに考へるわけであります。

経済でありますとか、社会の問題の推移でありますとか、戦後の処理でありますとかといったような問題から、大いに検討する必要があるのでございまして、私どもがこの法案につきましての諸願をいたしましたことにつきまして、簡単に申し上げまして、一つ御参考に供したい、かように考るわけでござります。

接收と申しましても、講和祭後は、進駐軍が上陸をいたして参りました。直ちに接收されました。しかし、その差はとうてい今日の場合はございませんして想像もつかないのでございました。特に、この芝浦のごときにおきましては、陸戸が八月の十五日、米軍が上陸して参りましたのがちょうどその年の八月彼岸でございました。九月の二十一、二日だったと思つておりますが、そうして、しかも短時間のうちに立ちのきを命ぜられました。そうして、私どもばかりではございません、全国そうだったと思うのであります。が、第一回の接收というものはまとめて、胸にビストルを突きつけられて、そうして立ちのきを命じられた。むろんこれに対しまして營業補償も何もない。借地権の補償もいただいておりません。ただ一方的に、都の方から、あるいは地方長官の方からの命令によりまして、わづかの借地権の補償といふものをあてがい扶持にいたしましたけれども、この現金をいたしましたのは今から四、五年前であります。五万円の金ではございました。特に、この芝浦のごときにおきましては、陸戸が八月の十五日、米軍が上陸して参りましたのがちょうどその年の八月彼岸でございました。九月の二十一、二日だったと思つておりますが、そうして、しかも短時間のうちに立ちのきを命ぜられました。そうして、私どもばかりではございません、全国そうだったと思うのであります。が、第一回の接收というものはまとめて、胸にビストルを突きつけられて、そうして立ちのきを命じられた。むろんこれに対しまして營業補償も何もない。借地権の補償もいただいておりません。ただ一方的に、都の方から、あるいは地方長官の方からの命令によりまして、わづかの借地権の補償といふものをあてがい扶持にいたしましたけれども、この現金をいたしましたのは今から四、五年前であります。五万円の金ではございました。

一坪も買えないというような貨幣通貨の下落でございました。全くこれは没有办法でございました。私は今芝浦にあります。ただいまお詫び申しますが、公述なさいました地主代表の方、これは越後の有名なるところの財閥の中野興業株式会社「石油大蔵」と申しますが、この方が所有になりましたので、現在は商号を変更いたしまして、芝浦土地株式会社となつております。ここに事実は私ども住まっておりましたのでござります。それで、實にどうも私どもは情ないのでございまして、幸いそのよきには焼けなかつたのでござります。そうして私どもだけが強制解闇に会いました。そして立ちのきを命ぜられました。仕方ありませんから付近に間借りをするなり、あるいはバラックを作つてそこまでまた焼けました。大部分のものが二重の災害を受けておるのであります。そうして、当時は調達庁がございませんでしたから、各都道府県の知事がどれに対しまして渉外部を設けまして、全部それは処理いたしました。後日において、三年後において調達庁におきまして、そして地主と賃借契約を結んだのでござります。そうして借地権といふものは全然相顧みない。そして地主と賃借契約を結んだ。従いまして、これが解除の場合になりますと、当然さら地でそうして地主に返還されます。これは当時の防空法におけるところの精神、これはすなわち強制疎開でありますとか、こういう場合におきましても、いさぎよく立ちのいたわけでござります。ところで、接収解除の場合によると、これはまとめて不本意でありますたけれども、いさぎよく立ちのいたわけでござります。

になりますとどうと、これは地主の方にさら地で返って参りますので、われわれの方に借地の権利というものは全然なくなる、及び借家権もなくなる、こういったような関係になるのですからいまして、これは大へんだと、どうのでは、実は不動産関係におきましては、この問題のお世話をやいております建設省の住宅対策審議会の委員であるとか、あるいは調達庁の不動産審議会の委員でありますとか、固定資産の評価の関係もござりますので、実はその点についてよく知つておるのでありますから、調達庁長官も非常に御心配になりましたして、また、東京都知事も非常に御心配になりましたして、何とかしてこれは救済しなければならぬということになりましたして……。これは東京都知事ばかりではございません。全国の関係の知事が調達庁の方に対しまして、口頭あるいは文書をもちまして、何とかこの借地権者を保護せなければならぬ、あるいは強制疎開者に対するところの優先賃借……、法は平等であるし、政治は公平でなければならぬという点からいたしまして、われわれ以外の者、ただいま戦災について云々、不平等であるということを申されましたけれども、これは私ども承知いたしておりました。しかしながら、私どもと同じであります。これが戦災都市借地借家臨時処理法の第九条の適用によりまして、私ども以外の戦災者は全部元の地主に復してうらやましい限りであります。

て、みな居住し商売をしております。私どもだけがございます。でありますからして、何とかしてこれを救済しなければならぬというので、知事あるいは都道府県の関係の方々から陳情によりまして、そうしてこれを救済すべくこの法案を法務省の方に申請したのであります。ところが、法務省の方では、戦後の状態はこの借地借家という問題の観点が非常に違つております。して、これは国家が補償すべきものである、國家が補償するのである、これは法理論から言ってそうである、こういうことでございまして、その法案を受けたんだあります。そうして、残余の問題は、当時不動産提供法案という法案でございましたが、現在は名前が変りまして、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法という法律、この中へ織り込んで、そうして補償をするというようなことであつたのであります。が、その後の閣議におきまして、次官会議におきまして、とんでもない、この補償ということは絶対できないんだ——それは人もよくわかつております。調達庁の公務員でありますから、わかつておりますが、この権利の補償といふものは、最近はございます。が、第一次のときは権利金といふものは、一つも払つた例がない。この借地権でも、小作権でも、借地権でも、全部ござります。借家権までござりますが、第一次のときは権利金といふのは、一つも払つた例がない。この権利だけを払えば全部払わなければならぬというので、調達庁に参りまして、谷といふ大蔵省の課長さんが参りましたて、現在の財政状態では絶対に出すこ

とはできないのだ、さなきだにその税が重くて、そうして税のために、財産税であるとか、あるいは非戦災者特別税であるとかいろいろな税のために一家心中する者、氣遣いとなる者数知れず、こういうときにおきまして全部の権利を出したならばどうなりますか、絶対にこれは法の上からいたならば出すべきでありますけれども、事実において、現在の疲弊したところの戦後の財政においては出すことはできないのだ、こううのでびつたりお断りがありましたので、従つてわれわれの借地権及び補償という問題は万事事切れたのであります。そういうふな状態にあるのでありますて、仕方がありますから、どうしてもこの問題を解決いたしまするには国会を持ち出しまして、そうちして議員立法より道がないというので、実は私どもは東京選出の花村四郎という代議士にお話しだした。これは当然であるからしてさうそく法務委員会に取り上げなければならぬ、幸いにおきまして法務委員会は全会一致、また衆議院においては各派共同提案で全会一致、そうちして参議院に送られましたけれども、不幸にいたしまして解散が……開会になつたために、法の示すところによりまして廃案となりましたので、従いましてまた再び国会在請願をいたしたところが、以前と同様各派共同提案で全会一致をもまして可決いたしまして参議院の方に送られたといふような状態でござります。そこでこの問題につきましてはいろいろ反対どころのような問題がございませんが、この事情において法理論は私はあまりしたくないので、専門家がたくさんいらっしゃいますから、実情を

申しますが、この善意の第三者の不測の損害、こうしたことはあり得ることであります。従つて、これが得るでしょう。法理論から申しますればあり得るのであります。しかし実際においてこの土地において善意の第三者といふものが得るかどうか、どうかということは、民間の売買においては、いましてはいさか疑義を持つ点がありますけれども、一例を申しますならばこの芝浦におきまして今から八年前に死にました人があります。この人は相続権において物納した地面が二ヵ所あります。それが、今日になつてもそれは売れません。賣い手がございません。あっても全く捨て置であります。物納のときは千八百五十円であります。が、ここに一定の地面においても標準があります。關係上、ある程度の縦を引きます。それは大体におきましてのさら地の売買の二五%から三〇%であります。それで申し出しても、買いたい手がありません。俗にわれわれの仲間で申しますとそこ地と申しますが、そこでいうものは大体において三割くらいの程度のものであります。それで売れない。同じ芝浦で現在接収地区のいいところであります。ちょっとは知らない程度のものであります。それがされたところで最近の先月の二十一日、日の東京都の入札、これは五万円が下がりますというと、その価格の一割であります。それが手がない、八年間売りに出しても、いつあくかわからない、どうことになりますといふと、その価格の一割であります。昨年は五万八千円であります。それがバリケードがあつて、番兵があつて、買いたい手がない。これをもつて見て、買意の第三者の不測の損害といふの

があり得べきではない。私たちが茶菴さんを一つ買うとしてもきずものは買わない。それを地面を買うのに五百万円一千円と、いきなり金を出して買う人がいる。地の地面に瑕疪があるかどうかといふことを調べるのは常識であります。そこでは、これを地面を買うもの地のものをさら地のことく買うものは、これはすなわち絵で申しますならば狩野探幽の絵を十万円で買ったが、にせものである、きずものをつかまされたのであります。それはその人が土地を買うところの常識がなかつたということであります。これは災害であります。まるでににおいて接取地区においての善意の第三者というものはあります。まさにその通りであります。これは全国において私どもは例を見ません。しかしあり得るという法理論はあります。

も、地元の市町村議会議員は全部あります。が付近の地区の代議士、参議院議員の方は全部応援下さいまして、東京都におきましては都知事まで出まして、もちろん補償の問題、あらゆる問題は全部出ます。でその場合に私どもは職掌権立ち会つたこともござります、代議士の方でもって応援にお出かけになりますしておけがをなすった方もございまして、また調達府の部長もけがをしておられます。かような状態でございますので、これはよくおわかりになりますよ。この政治家の方に私は私どもが申し上げるまでもないのですが、かよくなわけでありまして、政治というものはどうしても公平でなければならぬと思いますし、一方私どもの方の点よりお考え下さいまして、現在私どもは全くいざれも接收されまして以来、これはみんなルンバーンをしておる者、三コヨンになつておる者、あるいはおかみさんが料理屋の中になつておる者もあります。かようなわけでありますと、どうか私どもの犠牲において接收解除の場合になりますと、一概において一人の地主が何億円という金をもうけるということは、社会情勢から参りましても、あるいは思想問題から参りましても重大と考えますので、どうか一つよろしく御審議のほどを賜わりたいと思います。

でお招きをいただいたのがと思うのですが、それとも、こういう法をほんとうに腰を落ちつかて読みましたのは今度資料を送つていただいて初めてなんですね。そこでこまかい法律論を勉強する時間がありませんでしたので、日ごろ考えているその考え方をお話して御参考に供したいと思います。

先ほど弁護士連合会の方、佐々木さんですが、言われましたように、接収された建物の借地権とか借家権といふものが接収の間眠っているということですが、はつきりすれば、そうすると問題はすべて解決をする、解除されたときをまだ借地権は途中おるわけですから、そこからつながって残りが十年とか五年だとかということになるわけなんですよ、そうしてそれが判例などでもしはつきり確定してきますと問題はかなり違ってくるのだと思うのです。ところが借地権とか借家権というものが眠つておるのかどうかということになると、先ほどからのお話を伺つても、実際にタッチされておる方のお話でも必ずしもはつきりしない。ことに疎開などとのときに借家権、あるいは借地権の対価が払われたのかどうかとどうも第五次とか第六次とかで違うことがあるて、はなはだその辺が不明瞭なんですね。そこで立法院としてのことを考えますと、それはもうと早くはつきりさせてやつた方がいいんではなかつたかというような気がいたします。能力があつて裁判所へ出ていって争つた者はだけがかりに眠らなかつたんだといふ判決をもつたとしても一般の人はそういうことを知りませんから、これははだめだったというふうにあきらめているかも知れない。そういう意味では

なはだ今までもっと早く出なかつたと思うのですが、しかしまあ問題は少し理屈ばくはなるのですが、土地所有権なりと、それを使う使用権というのが遺憾であるというふうにはどういうふうに扱われているかということをやはり考えてみる必要がある。そうしますと、これはあの借地権とか借家権というのは、非常に今日強いものにはなつておりますが、しかしそれは建前としてはやはり使つてゐる人の使用関係を安定させよう、こういうねらいであつて、使つてゐる人がそれをどこか譲渡したり、財産として処分しようというときには、これは必ずしも保護しない。だからそういう意味での処分できるような財産としては保護していない。しかしその人がそこで商売をやつてゐる、家を建ててゐる、そういう関係を安定させようと、こういううところではかなり行き届いた規定が立つて、土地を借りて家を建てれば、ほとんど家がこわれるまでは大体借りておられる。家を借りた場合でも、家主さんがの方が焼け出されて行くところがないといふような事情でもないと、そういう簡単には出ていけと言われない。そういう工合に使用関係是非常に保護されておるわけですが、それを譲渡しまつといふようなことになると、民法に六百十二条といふような規定があつて、貸主がうんと言わないと譲渡ができない、こういう建前だと思うのです。ところがその現実にはどうかといいますと、私もどうもあまり事実をよくは知らないので、はなはだ自信のないところなんですが、借地権といふのは、實際は非常に譲渡されておる。東

京でも相当の値段で現実に取引がされ
ておる。そういう事実上は財産化して
いる。借家権の方はその点が少し違
まして、なおビルのことは知りません
が、普通の住宅ですと、借家権を譲渡
できるということは、まず今日でも考
えられないのですけれども、借地
権の方になると、かなり譲渡性が出て
きおる。そこでまあ法務省などの方
でこの法案を反対されているようです
けれども、その建前というのは、その
使用権——借家権にせよ、借地権にせ
よ、使用的の安定をはかっているのだが
ら、そうしてそれがずいぶん長いこと
もう使わなくなつてきている。そうす
ると、今さら出てきてそれを使うという
必要がどれだけあるかというふうな、
そういうようなお考えが基礎になつて
いる。それだけではないと思ひますけ
れども、それが底の方にあるのだと思
うのです。そこで、ことにそういう安
定をはかるという立場から考えると、
従来どこかで、たとえば罹災都市借地
借家臨時処理法の権利行使する機会
などがあったもの、そういうものがも
う一ぺんこの法律でよみがえるという
ようなことがあるいは御心配になつて
いるのではないかと、こういうふうに
思うのですが、しかし現実をどの程度
に評価するか。そういう現に借地権と
いうようなものが取引の対象になつて
いるということを、どういうふうに評
価するかといふことが、とにかくこの
法案に対して私が自分の考え方をまとめ
ていく上に非常に重要な問題ではない
かと考えた点なのです。そしてそし
いう事実の上に、われわれは現在借地
借家臨時処理法、簡単にこれから今あ
りますもののを臨時処理法と申し上げま

すが臨時処理法といふものがある。そして臨時処理法のねらいもやはり使用権の確保ということがかなり使用権の安定といいますか、そういうところが重要なねらいであった。もう一つのねらいは、例の戦争のあとで土地が遊んでいる。そうすると遊んでいる土地を能力ある者に使わせよう、こういうねらいも相当、非常に強い意味で法律の中に盛り込まれてはおりますが、一つのねらいというのはやはり使用関係の安定ということだったというふうに思ひます。そこで今日実情をよく知らないので何とも言えないのですが、戦争後十年もたつたあとで、使用権の安定という意味では果して昔十年も前に使っていた人をまたそこへどうでも入れてやらなければならぬという必要があるかどうか、こういうことが問題になる。ところが先ほど伏線として申し上げましたように、借地關係などといふとその借地権といふものが財産として今日価値が認められている。そうすると十年たとえ、二十年たとえと、十年前の方で没収された、不恰當に占拠された、こういうものならば補償してやらなければならぬのではないか。それは同時に使用の安定、それから先ほど横浜の方がおっしゃったように、そういうことになれば土地がすぐ利用される。それがどの程度全体——この法律といふものは全国的に施行されるものだと思いますが、全体の上でどれだけの重みを持つか知りませんが、そういう作用をも含むかもしけない。そこで借地権についてと借家権についてとでは少し私の意見というのは分れるのをして、借地権について認めることを借家権についてまで認めなけ

ればならぬのか、二つを分けて考える
ことができるが、こういうことが一
つ、そうしてそれは現に接収されてい
る場合でもそれが実際にあるのではな
いかという氣もするのです。というの
は、ある人の土地を借りて家を建てて
いる、その家が接収されている場合に、
その家賃といふものの中には借地代が
入っているのではないかと思うので
す。これは調達庁の方でどういうふう
に計算をされているか存じませんが。
ところが貸事務所何かのビルの中の
一室が接収されているときには、前に
借りていた借地権を接収したからその
対価をやる、ということはどうも問題に
なっていないようです。はなはだ私の
知識を申し上げてあれですが、最高裁
判所に真野さんという方がおられま
す。真野さんの事務所が接収された。
そうすると、事務所が接収されたこと
のその対価をよこせとは、先生言つて
おられないのですが、そこにあつた
テーブルや、椅子や、そういうものが
そのまま接収されたから、その使用代
をよこせ、こう言つてがんばられた。
そうして決して調達庁の協議に応じな
い。そこで必ず東京都の収用委員会に
かかってきました、そして机を一つ
使用代一年幾ら、というような計算をす
る。その例でもわかるように、どうも
借家の場合には使用権といふものの対
価は計算に入つてないので、借地と借
家では何がそういう違いがあるのでな
いかと思うのです。そこでそういう
保護していないのです、現実には財
産になつてゐる。そしてそれはしか
心にして考えてみますと、今言いまし
たようだ法律の上では、財産としては
保護していないのです、現実には財

も半永久的なものになっている。そういうことがどうかといふと、どうもそうではない。むしろ、たとえば消滅時効によりますと、十年なら十年という期間は権利を行使できないということになるとを得るとときから消滅時効は進行します。それとは少し事情が違うわけがありますが、十年なら十年といふ期間は権利を行使できないということになると、そこは切れる、法律の解釈として、そういう解釈ができるのではないか。しかしその関係は、非常にはつきり権利関係として法律の方面で取り扱われていないので、その辺がデリケートなところだと思う。どうしてもそれは、法律の上で明瞭な権利、財産としての保護が規定されていないのですから、一方で、その法律の面をたよつた実事関係が積み重ねられてくる。たとえば疎開、まあ疎開の土地の例だと少し工合が悪いのですが、疎開された疎開地の所有者が、どこかでだれかに売るという、まあ接収されているとなかなか売れないという話ですが、そういうことが起ると、第三者が出てきて、その第三者に対して、今度の法案ですと借地権をよこせと、こう言えるということですから、第三者が迷惑をこうむる、こういうことがやはり起きてくるので、その点をまあ法理論を厳格に展開される立場からは心配されている。というだけではどうも判断できないのでして、その辺のことになると、事実を確かめない限りは何とも

言えない、どうしようもないに考えます。そこで、今まで述べたことを簡単にまとめて申しますと、とにかくも士地所有者に思わぬ利益がころがり込んでもいいって、そらして借地権者が、接收されたというところから非常な損害をこうむっている、こうしたことがあるならば、これはどうも調整してやる必要がある。借家関係でもや似た事情はあると思いますが、若干事情は違うといふうに思うのですが、それでこれをおどりようふうに調整をするが。すると今度の法案ですと、法案のたしか三条四項などでは、その辺の仕組み、四項に限りませんが、その仕組みがオール・オア・ナッシングということでできているので、借地権を取得できるかできないか、できるならばまるめうけですし、できないといふことになればまる損だ、こういうことになるのですが、しかしこれは、はなはだ自信がないところですが、使用権というものが、今日の法の体系の中で、何かやはり事実と、それから形式的な法の建前との中間にあるようなものなので、それを法の建前の方でも、今度作る場合でもオール・オア・ナッシングにしてしまうのはどうだろうか。だから貸してくれと言えば、勝つが負けるかだ、こうしないで、何かそこに調整の方法はないだろうか。その借地権があるのだ、こう申し込んだときに、使用者側が、正当の理由があると、こう言えはもう判断われますし、正当の理由がないといふことになれば、借地権が生ずる。そもそもが残ったんだからこれを補償す

る、補償した上で「一」と言える、こういうふうなゆとりをどこかで作れないだろうか。そうなりますと、実は第三者が現われてくると、なかなかむづかしい問題になりますが、

〔理事官城タマヨ君退席、委員長着席〕

まあそういう事柄がややこしくなると、当事者間の公平をはかるために、ややこしいのはがまんするかどうか、こういう問題なので、少しご入れてはどうか。すると自然、第一条のこの法律の目的などといふところも、借地借家関係を調整する、單に調整をする、こう言つても、オール・オア・ナッキングですと、どっかが不平をいうことになるわけで、そこで接収から生ずる損失を両当事者間で公平に負担するような、そういうことを目的としてうたつていただきて、そしてそういう趣旨のことをどこに入れていただくといいのではないか、こういうふうに思ひうのです。

それからもう一点だけ、時間をいたいて申し上げたいのは、使用関係の安定というのが、何といつても基本である。そこで先ほどもちょっとと申しましたが、従来臨時処理法で救済を得ようと思えば得られたという関係は、これは今さら済んでしまったことを起す必要はない。その点はこの法案ではどうなつておるのか、法案を丁寧に読めば、どこかで配慮がなされておるのかされませんが、臨時処理法で救済を求める機会がなかつた、そういう借地権者、借家権者を保護する、こういうことはぜひ考えていただきたい。

まあそういう事柄がややこしくなると、当事者間の公平をはかるために、ややこしいのはがまんするかどうか、こういう問題なので、少しご入れてはどうか。すると自然、第一条のこの法律の目的などといふところも、借地借家関係を調整する、單に調整をする、こう言つても、オール・オア・ナッキングですと、どっかが不平をいうことになるわけで、そこで接収から生ずる損失を両当事者間で公平に負担するような、そういうことを目的としてうたつていただきて、そしてそういう趣旨のことをどこに入れていただくといいのではないか、こういうふうに思ひうのです。

まあそういう事柄がややこしくなると、当事者間の公平をはかるために、ややこしいのはがまんするかどうか、こういう問題なので、少しご入れてはどうか。すると自然、第一条のこの法律の目的などといふところも、借地借家関係を調整する、單に調整をする、こう言つても、オール・オア・ナッキングですと、どっかが不平をいうことになるわけで、そこで接収から生ずる損失を両当事者間で公平に負担するような、そういうことを目的としてうたつていただきて、そしてそういう趣旨のことをどこに入れていただくといいのではないか、こういうふうに思ひうのです。

それから第二には、そういう安定といふことが中心だと考えますと、講和だらうか。そうなりますと、実は第三発効後——前でも接収解除はあったと思うのですが、接収が解除されたあとで、両当事者間で何らかの話し合いが

さなくていいだろう、話し合いがついたのは、これは今さら瘦た子を起がつたのではないか。もつとも地主の壓力、家の圧力で、やむを得ずのなんだというようなこととか、法律を知らなかつたから話し合いつたのではなくて、結局地主の申出を承諾したことか、争いが起きないと限らぬが、しかし一応考え方としては、話し合いのついたものは、もう一

べんことで、この法律、これはなかなか強い法律ですが、こういう法律で起りませんが、なかなか法律で起らないようないように配慮をしていただいた方

がよくはないか。

そうして全体としていいますと、どちらか、だれかの批評にも出ていましたが、福島都市借地借家臨時処理法といふのはできがよくない法律で、大わざで作った法律で、解釈上疑義がある。その疑義が必ずしもはつきり解決しておるもの思えないのです。そういう点もなお御配慮をいただきたい。しかし

おもてで作った法律で、解釈上疑義がある。そのためには、あるべきことには間違いだといふのか、その辺をもうと明瞭に答えていただきたい。

○公述人(有泉亨君) いろいろ短かい時間で言いましたから御理解していただけなかつたかと思いますが、立法府としてはこういふものを早く作るべきだ、このままいいかどうかといふことになると問題がある、こういうの

正すべきだという意見を出しましたの御意見を承わつておる。

○公述人(有泉亨君) この対して修正すべきだという意見を出したの二十八年七月一日の日弁連の御意見といふのは、変つてはいるといふふうにお考へになるのですか。このままの意見ですが、まだ小委員会の意見がまとまるまではこの意見であるといふうに考えてよろしいでござりますか。

○公述人(佐々木正泰君) 大体傾向といたしましては、連合会では本法を作れるよりも裁判上の保護を受けた方が借地人、借家人の利益だからそれでいいじゃないかといふ空気が強かつたのです。ところが、最近の委員会におきましては、やはり旧借地人借家人の権利と新しく接収解除後に生じた権利者との対立を、何らかの形で調整しなければならぬところとは意見が大体一致

ございました。

以上で公述が終つたわけでございますが、御質疑がありましたら、御発言だけに損害をこうむらせるというよう

が、あとの理由につきましては先ほど佐々木さんお述べになりましたので

同じような御意見でござりますかどうですか、その点をお伺いいたしたいとと、やはり弁護士連合会としては

くまで本法の成立に対しても強く反対の意向を、今個人じゃなしに会としてやはりお持ちになつておるかどうかといふ点をちよつとお伺いしたいと思う。

○公述人(佐々木正泰君) お答えいたしました。ただいま理事会で組織した小委員会で審議中でございまして、まだ結論が出ておりませんので、ただいま申し上げましたところ以外に別にきましたところはあります、しかし接収土地家屋について始末をつけなければならぬ臨時立法は必要だ、というこ

とに敗戦から來るいろいろな不幸を一部の人——ちょうど爆弾が落ちてその人が亡ります。お伺い申し上げたいことは、理由の第一につきましては先ほど

○委員長(高田なほ子君) ありがとう

ございました。

以上で公述が終つたわけでございますが、御質疑がありましたら、御発言だけに損害をこうむらせるというよう

が、あとの理由につきましては先ほど佐々木さんお述べになりましたので

同じような御意見でござりますかどうですか、その点をお伺いいたしたいとと、やはり弁護士連合会としては

くまで本法の成立に対しても強く反対の意向を、今個人じゃなしに会としてやはりお持ちになつておるかどうかといふ点をちよつとお伺いしたいと思う。

○公述人(有泉亨君) この法案そのもの通すべきかどうか……。

○公述人(有泉亨君) これに対してもあなた御意見を承わつておる。

○公述人(有泉亨君) これに対して修正すべきだという意見を出しましたの御意見を承わつておる。

○公述人(有泉亨君) これが必要だ、このままいいかどうかといふことになると問題がある、こういうの

正すべきだという意見を出したの御意見を承わつておる。

○公述人(有泉亨君) これに対して修正すべきだという意見を出しましたの御意見を承わつておる。

○公述人(有泉亨君) 二十八年七月一日の日弁連の御意見といふのは、変つてはいるといふふうにお考へになるのですか。このままの意見ですが、まだ小委員会の意見がまとまるまではこの意見であるといふうに考えてよろしいでござりますか。

○公述人(佐々木正泰君) そうすると何ですか、

二十八年七月一日の日弁連の御意見といふのは、変つてはいるといふふうにお考へになるのですか。このままの意見ですが、まだ小委員会の意見がまとまるまではこの意見であるといふうに考えてよろしいでござりますか。

○公述人(佐々木正泰君) 大体傾向といたしましては、連合会では本法を作れるよりも裁判上の保護を受けた方が借地人、借家人の利益だからそれでいいじゃないかといふ空気が強かつたのです。ところが、最近の委員会におきましては、やはり旧借地人借家人の権利と新しく接収解除後に生じた権利者との対立を、何らかの形で調整しなければならぬところとは意見が大体一致

ございました。

以上で公述が終つたわけでございますが、御質疑がありましたら、御発言だけに損害をこうむらせるというよう

が、あとの理由につきましては先ほど佐々木さんお述べになりましたので

同じような御意見でござりますかどうですか、その点をお伺いいたしたいとと、やはり弁護士連合会としては

くまで本法の成立に対しても強く反対の意向を、今個人じゃなしに会としてやはりお持ちになつておるかどうかといふ点をちよつとお伺いしたいと思う。

○公述人(有泉亨君) そういふ趣旨ならそれ

正すべきだという意見を出しましたの御意見を承わつておる。

○公述人(有泉亨君) これが必要だ、このままいいかどうかといふことになると問題がある、こういうの

正すべきだという意見を出しましたの御意見を承わつておる。

○公述人(有泉亨君) これが必要だ、このままいいかどうかといふことになると問題がある、こういうの

正すべきだという意見を出しましたの御意見を承わつておる。

○公述人(有泉亨君) 二十八年七月一日の日弁連の御意見といふのは、変つてはいるといふふうにお考へになるのですか。このままの意見ですが、まだ小委員会の意見がまとまるまではこの意見であるといふうに考えてよろしいでござりますか。

○公述人(佐々木正泰君) そうすると何ですか、

二十八年七月一日の日弁連の御意見といふのは、変つてはいるといふふうにお考へになるのですか。このままの意見ですが、まだ小委員会の意見がまとまるまではこの意見であるといふうに考えてよろしいでござりますか。

○公述人(佐々木正泰君) 大体傾向といたしましては、連合会では本法を作れるよりも裁判上の保護を受けた方が借地人、借家人の利益だからそれでいいじゃないかといふ空気が強かつたのです。ところが、最近の委員会におきましては、やはり旧借地人借家人の権利と新しく接収解除後に生じた権利者との対立を、何らかの形で調整しなければならぬところとは意見が大体一致

していります、その点は、從つて全然この法案を全部出してはいけないという意向じゃなかったのです。もともとからそうであったのです。

○井上清一君 実はここに私が手許にいただいております意見書とはだいぶ違うのですよ。

○公述人(佐々木正泰君) 私は大体この意見書を作ることの当時委員をしておりまして、多少参画はしておりますが、非常にこれは字句は強い語氣になつておりますけれども、とにかく臨時立法を作る必要はあるのだが、この法案第三条の趣旨における法案の成立には反対だ、極力反対だということであつたのです。ただいま申し上げました通り、借地権者の権利が接収によつて直ちに消滅するのじゃないということとはこの法案は認めておられますけれども、接収期間中借地期間が進行するという考え方がないのだ。進行を停止するのだ。解除によつてまた進行を始めるのだといつて建前からこの法案に反対したわけです。

○井上清一君 これを見ますと、一番最後に「各条毎に意見を述べれば不備本法案に反対するのであるから例示するに止め、斯くの如き法律の成立しないよう願うものである。右意見書を提出する。」こうなつているのです。

○公述人(佐々木正泰君) その「第三

条の趣旨における法案は」という前提がついておったわけです。

○井上清一君 第三条にもござりますし、第四条についても意見がございましたし、それから第一条、第二条につても御意見があるようございます。それから概略的に、たとえば憲法二十

九条、十四条に違反している、この法規は、それから時期を失した立法である。それから「本法案は、正当な権利者の権利を侵害するに拘らず、損害の方を講じていないし、補償を与えても償い得ないものに対して救済方法を講じない」というようなこと

も反対理由におげになつてゐる。これは先ほどおつやしゃつたのであります

が、本立法によつて不測の損害を与えるとしても正当な権利者は保護される立場を作らなくとも普通の訴訟でもつて救済できるのじゃないかといふ従来の御主張をお書きになつたものだと思ひます。

○委員長(高田なほ子君) ただいま松委員から御提案がございました。それはまことに仕合せだと存じます。あまり先の方に延びましてもいかがともお詫び申上します。

わめて要領よく書類をもつて当委員会にてに御意見をお述べいただきたいことがあります。それで、そのほかいろいろの理由が書いてあるようござりますが、お述べになりましたことと、出ております文意とは意見の食い違いが非

常にあるよう思いましたのですが、お分かりません。ところは理事会の小委員会では、やはりこれは臨時立法は必要だ、たゞ三条の趣旨の立法は困るのだ、これだけでござります。これから先、あるいは理事會の総会でどうなるかはわかりません。

○井上清一君 それはまたできました

る弁護士会の御意見もできるだけ早

く、変った御意見がございましたら、

一つ取りまとめて御連絡願えれば非常

にけつこうです。

○一松定吉君 これは一つ、本日の意

見を述べられた方が時間がごく制限さ

れておつたがために、十分思うだけ

です。でござりますから一つ皆さん

は、なるだけ近き期間内に御自身の言

いをおきます。

○委員長(高田なほ子君) 他に御質疑はございませんか。

御質疑がございませんでしたらこれで公聴会を閉じたいと思います。閉ずるに当りまして一言公述人の方々にお下さると非常にけつこうだと思っております。

○一松定吉君 申しあげる次等でござります。本委員会といましましては時間の制約がございましたので、先ほど御依頼申し上げましたごとく今日まで数々の御意見書を頂戴しておりますが、重ねての御意見を頂戴いたく重ねてお願いいたします。

午後三時四分散会

それではこれで散会いたします。

昭和三十一年三月二十日印刷

昭和三十一年三月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局